

# 石 金 端

ISHIZUCHI



## CONTENTS

年頭のごあいさつ	2
新組合会議員の紹介	3
平成28年度上半期の医療費の状況	4
平成27年度医療費の3要素等の全国との比較	4
平成27年度特定健康診査及び特定保健指導の実施状況について	5
産前産後休業・育児休業から復帰した皆さまへ	6
届出が必要です！交通事故や公務災害・通勤災害での組合員証の使用について	7
平成28年度共済事業に関する懇談会開催	8
健康変更の届出をお願いします	13
マイナンバーの収集にご協力をお願いします	13
入学・修学貸付のご案内	14
物資供給事業をご利用ください	15



# 年頭のごあいさつ



理事長

石橋 寛久

新年あけましておめでとうでございます。平成29年の新春を迎えるにあたり、

組合員、ご家族の皆様にご挨拶を申し上げます。

また、本組合の事業運営に関しまして、日頃から多大なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

私は、平成28年12月1日の任期満了に伴う役員選挙において、理事長に推挙いただき、高須賀前理事長(前東温市長)の後任として、重責を担うこととなりました。もとより微力ではございますが、組合員、ご家族の皆様の福祉の向上、共済制度の充実・発展のため、諸課題に取り組み決意でございます。

さて、医療保険制度につきましては、平成27年5月27日に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、後期高齢者医療保険制度への支援金の計算方法を、平成27年度から平成29年度にかけて、段階的に、全面総

報酬制に変更することとされており、す。そのうえ、現在、介護保険制度におきましても、介護保険料の計算方法を見直し、総報酬制を導入することが検討されており、共済組合及び組合員の負担の増加を懸念しております。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)において、後期高齢者支援金の加算・減算制度については、予防・健康づくり等に取り組み保険者に対するインセンティブをより重視する仕組みに見直す方向で、具体的な指標が検討されております。つきましては、本組合におきましても、データヘルス計画に基づく特定健診事業等に対する取組みの強化を図って参りますので、引き続き、コラボヘルスの実施、受診率の向上等について、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

一方、公的年金制度につきましては、将来世代の給付水準の確保等を図るため、社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化等を図ることとして、短

時間労働者の被用者保険の適用拡大の促進や年金額の改定ルールの見直し等が盛り込まれた「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」が第192回国会において可決成立したことによる共済組合への影響を注視しているところであります。

更に、マイナンバー制度につきましては、平成29年7月の情報連携に向けたシステム開発などの対応や、地方公務員等共済組合法施行規程の一部改正による準備が進められているところであり、本組合としましては、特定個人情報報の保護管理について、引き続き、情報漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための必要な措置を講ずることとしております。

また、えひめ共済会館については、平成21年度から平成22年度にかけて耐震補強改修工事を実施しておりますが、営業開始後42年を経過し、設備の老朽化対策及び防災設備の整備を行うため、改修工事を実施することとして、昨年の福祉施設運営検討委員会で改修工事に係わりとりまとめが行われておりますので、平成30年度の改修工事に向けて準備を進めることとしております。

共済組合制度は、昭和37年12月の地方公務員等共済組合法施行から55年目を迎えておりますが、前述のとおり共済組合の事業におきましては、現在、取り組むべき課題が山積し、極めて重要な局面を迎えております。

つきましては、この度選出されました役員・組合会議員及び職員一同、組合員とご家族の皆様のご生活の安定と福祉の向上に寄与できるよう、努力し

て参りますので、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。結びに、皆様方の益々のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。年頭のごあいさつとさせていただきます。

謹賀新年



理事長 石橋 寛久 (宇和島市)  
理事 菅 良二 (今治市)

清水 裕 (天洲市)

山内 武弥 (八幡浜市)

和田 雅志 (久万高原町)

中平 大介 (松野町)

宮脇 馨 (上島町)

武智 邦典 (伊予市)

高門 清彦 (伊方町)

神田 紀香 (新居浜市)

瀬川 幹雄 (松山県喜多郡)

河本 一 (砥部町)

岡本 靖 (松前町)

山内 貴志 (新居浜市)

原田 満範 (公認会計士)

学識経験監事 正

事務局長 伊藤 正

外職員一同



# 新組合会議員と 役員の紹介

理事長に

**石橋 寛久氏選出**  
(宇和島市長)

平成28年11月15日に実施した任期満了に伴う組合会議員選挙において、市町村長である議員7人、市町村長以外の組合員である議員7人の計14人の組合会議員が選出されました。

また、12月1日に開催した職員側議員協議会、市町村長議員協議会、理事打合せ会及び第193回組合会において役員選挙を実施し、理事長、理事及び監事を選出しました。

組合会議員の皆さんには、平成28年12月1日から平成30年11月30日までの2年間、共済組合の運営を担っていただくこととなります。

## 市町村長側

組合会議員・役員



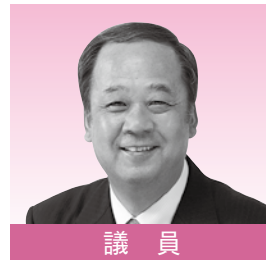
理事長  
石橋 寛久  
(宇和島市長)  
第3区



理事  
清水 裕  
(大洲市長)  
第2区



議員  
宮脇 馨  
(上島町長)  
第1区



議員  
高門 清彦  
(伊方町長)  
第3区



理事長職務代理者  
菅 良二  
(今治市長)  
第1区



監事  
岡本 靖  
(松前町長)  
第2区



議員  
武智 邦典  
(伊予市長)  
第2区

## 職員側

組合会議員・役員



理事  
山内 武弥  
(八幡浜市産業建設部水産港湾課)  
第3区



理事  
中平 大介  
(松野町総務課)  
第3区



議員  
神田 紀香  
(新居浜市環境部ごみ減量課)  
第1区



議員  
河本 一  
(砥部町戸籍税務課)  
第2区



理事  
和田 雅志  
(久万高原町教育委員会)  
第2区



監事  
山内 貴志  
(新居浜市建設部用地課)  
第1区



議員  
瀬川 幹雄  
(松山市公営企業局管理部建設整備課)  
第2区

〔平成28年度〕  
上半期の医療費の状況

組合員 薬剤費が増加

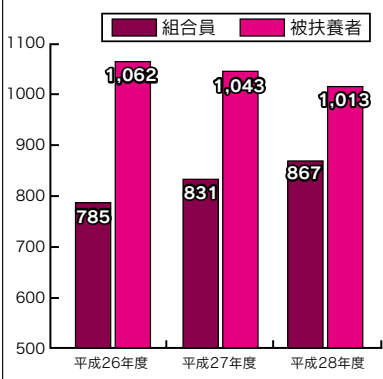
組合員の上半期の医療費は、外来の医療費が前年度より約2900万円(5.99%)増加しており、そのうち、薬剤費が約1600万円と大幅に増加しています。全体では、前年度より約3600万円(4.4%)増加し、2年連続の増加となっています。

被扶養者 入院医療費が減少  
薬剤費が増加

被扶養者の上半期の医療費は、組合員と同じく薬剤費が約1500万円増加していますが、入院の医療費が前年度より約5700万円(16.89%)と大幅に減少したことに伴い、全体では前年度より約2900万円(2.84%)減少し、4年連続の減少となっています。

■上半期の医療費

(単位:百万円)



全国との比較

医療費の3要素(受診率・1件当たり日数・1日当たり金額)・1人当たり医療費・平均標準報酬月額・短期財源率の状況

平成27年度の組合員医療費及び平成28年度の財源率の状況についてお知らせします。

医療費の3要素のうち、「受診率」は前年度と比べて0.17ポイント減少し、「1件当たり日数」は0.01日増加しました。いずれも全国平均よりやや低い値となっています。

しかし、「1日当たり金額」については、前年度より386円増加して6935円となり、都道府県別の高い順で16位(前年度28位)と全国平均より高い状態となっています。

また、「組合員1人当たり金額」は、前年度より7861円増加して10万9310円(29位)となっています。この大幅な増加の大きな要因としては、入院医療費及び薬剤費が増加したことが挙げられます。

「短期財源率」は、前年度100.8%(10位)だったのが、高齢者医療制度に係る拠出金等の減少に伴い、2.82ポイント減少して97.98%(13位)となりました。しかしながら、全国平均(94.45%)より3.53ポイント高くなっています。

短期財源率・平均標準報酬月額の他県との比較

短期財源率 (平成28年度 単位:%) (対標準報酬)		平均標準報酬月額 (平成28年3月末現在 単位:円)	
1 熊本	107.92	1 神奈川	432,890
2 沖縄	106.38	2 東京	426,876
3 長崎	104.06	3 兵庫	419,622
4 大阪	103.20	4 大阪	417,295
5 山口	102.08	5 静岡	405,180
6 高知	102.06	6 千葉	404,590
7 島根	101.12	7 滋賀	403,650
8 奈良	100.80	8 埼玉	398,421
9 鹿児島	100.04	9 広島	394,573
10 宮崎	99.26	10 京都	393,649
13 愛媛	97.98	30 愛媛	378,362
平均	94.45	平均	385,254

組合員の診療諸率の他県との比較

受診率 (平成27年度 単位:%) (1ヶ月100人当たり受診件数)	1件当たり日数 (平成27年度 単位:日)	1日当たり金額 (平成27年度 単位:円)	1人当たり金額(年額) (平成27年度 単位:円)
1 大阪	73.94	1 北海道	8,003
2 徳島	73.48	2 島根	7,799
3 奈良	73.14	3 宮崎	7,362
4 東京	72.51	4 奈良	7,333
5 三重	70.99	5 福井	7,290
6 栃木	70.14	6 山口	7,141
7 和歌山	70.09	7 熊本	7,135
8 埼玉	69.98	8 石川	7,123
9 佐賀	69.77	9 青森	7,063
10 福岡	69.47	10 沖縄	7,051
28 愛媛	65.89	33 愛媛	1.64
平均	66.40	平均	1.66

1日当たり金額 (平成27年度 単位:円)	1人当たり金額(年額) (平成27年度 単位:円)
16 愛媛	6,935
29 愛媛	109,310
平均	6,728
平均	111,729

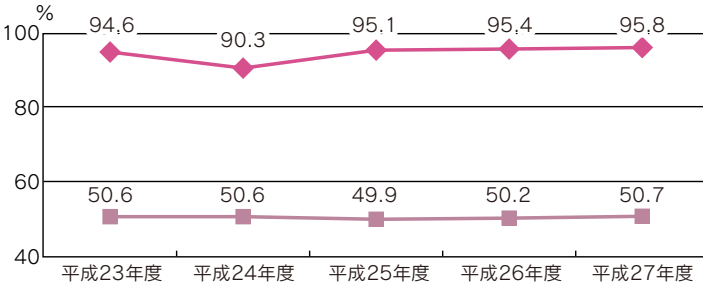
# 平成27年度特定健康診査及び特定保健指導の実施状況について

平成27年度の実施状況がまとまりましたのでお知らせいたします。

組合員及び被扶養者とも、特定健康診査・特定保健指導の実施率が目標を下回る結果となりました。

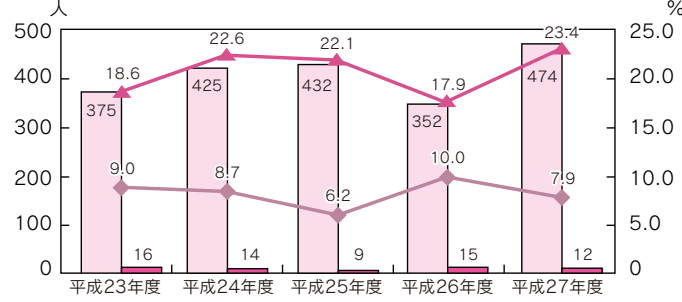
しかし、特定健康診査受診率及び組合員の特定保健指導終了者率は前年度より増加しています。更なる実施率の向上にご協力くださいますようお願いいたします。(図1・2)

【図1】平成23年～27年度 特定健康診査受診率



※1 数値は任意継続組合員を除いた現職組合員とその被扶養者の集計である。  
 ※2 平成27年度の目標受診率…組合員96%・被扶養者62%

【図2】平成23年～27年度 特定保健指導修了者数とその割合



※1 数値は任意継続組合員を除いた現職組合員とその被扶養者の集計である。  
 ※2 平成27年度の目標実施率…組合員31.2%・被扶養者20.1%

特定保健指導の利用率は、依然として横ばいの状況が続いています。

特定保健指導で生活習慣を改善することで、病気を未然に防ぐことができ、掛金・負担金を減らすことにも繋がります。

共済組合としても、引き続き受診率・利用率向上のための対策を検討していき、年1回の健診受診、特定保健指導のご利用をお願いします。

平成27年度の特定健康診査の結果から、糖尿病の判定基準となるHbA1c検査(ヘモグロビンエーワンシー)の詳細についてお知らせします。

特定健康診査対象者のうち、8750人がHbA1c検査を実施しています。(表1)

HbA1c検査実施者のうち、3291人は生活改善が必要な「保健指導レベル」でした。検査実施者数に対する割合は37.6%で、3割以上の方が特定保健指導対象者となる値でした。是非、特定保健指導を利用して、生活習慣の改善にお役立てください。

また、検査実施者のうち497人は、「受診勧奨レベル」でした。検査実施者数に対する割合は5.7%で、このレベルの方は糖尿病が強く疑われます。この記事を見た後、すぐに治療を開始しなければ、将来糖尿病性の合併症(表2)が発症する可能性が非常に高い方たちです。「受診勧奨レベル」の方は、服薬等による疾病管理とともに、生活改善を含めたりスクルの健康管理が不可欠となります。糖尿病の重症化は、自覚症状がなくても進行していきます。取り返しのつかない状態になる前に、必ず病院受診をお願いします。

「基準値以下」に該当する方については、今後の生活習慣次第では、「受診勧奨レベル」となることも考えられます。今後、今の健康な状態を保つためにも、年1回は健診を受けて、健康管理にお役立てください。

【表1】平成27年度特定健康診査 HbA1c数値別割合

		男性組合員		女性組合員		合計	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
基準値以下	~5.5%	3,338	56.5	1,624	57.2	4,962	56.7
保健指導レベル	5.6%~6.4%	2,173	36.8	1,118	39.4	3,291	37.6
受診勧奨レベル	6.5%~	401	6.8	96	3.4	497	5.7
合計		5,912	100.0	2,838	100.0	8,750	100.0

※上記の人数は、服薬治療中の者を含む  
 ※HbA1c数値6.0を超える人は、食事療法・運動療法が必要とされる。  
 ※HbA1c数値6.5を超える人は、糖尿病が強く疑われる。

【表2】糖尿病性の主な合併症

合併症名	主な症状
網膜症	血行障害で眼底の血管が詰まり、視力が低下し、悪化すると失明する。
腎症	腎臓のろ過フィルターが詰まり、血液ろ過機能が低下し、悪化すると人工透析が必要となる。
神経障害	手足の血行が悪くなり痺れや痛みが起こる。悪化すると壊疽を起こし、下肢切断が必要となる。

※上記以外にも様々な合併症があります

TEL089(945)6318  
 特定健康診査・特定保健指導に関する問合せ先 共済組合保健課厚生係



# 産前産後休業・育児休業から復職した皆さまへ

ご存知ですか？ 復職後、報酬が下がった場合などは標準報酬が改定できます！

## 産前産後休業終了時改定 育児休業等終了時改定 とは？

共済組合に  
申しないと  
受けられない  
制度です!!



産前産後休業又は育児休業（以下「育児休業等」という。）から復職後、短時間勤務や部分休業の取得等により勤務時間が短縮され、報酬が低下した場合に、組合員からの申出により実際の報酬に対応する標準報酬に改定できる制度です。

## 対象者は？

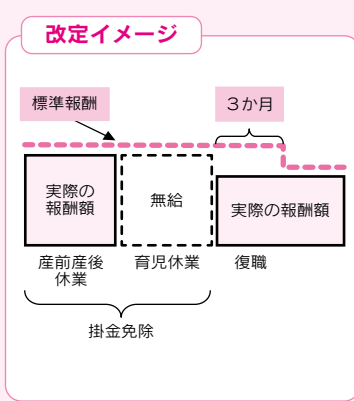
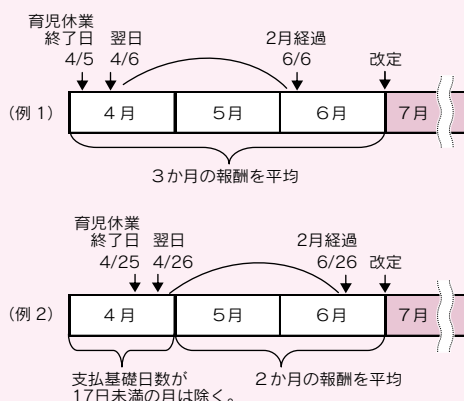
育児休業を終了した日に3歳に満たない子を養育する組合員です（男女問いません）。

## 手続き方法は？

共済組合のホームページ等で「標準報酬産前産後休業終了時改定申出書」又は「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」を入手し、必要事項をご記入の上、共済事務担当課を経由してご提出ください。

## 改定内容は？

育児休業等終了日の翌日が属する月以後3か月（報酬の支払基礎日数が17日未満の月は除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額（1月当たりの報酬）を基に標準報酬を改定します。改定後の標準報酬は、育児休業等終了日の翌日から起算して2月を経過した日の属する月の翌月から適用されます。



### ■ 随時改定との違い

	産休・育休終了時改定	随時改定
算定基礎期間	休業等終了日の翌日が属する月以後3か月間（固定的給与の変動がなくても改定可能）	固定的給与に変動があった月以後の3か月間
支払基礎日数	17日未満の月は除いて改定する。	17日未満の月がある場合は改定しない。
改定に必要な等級差	1等級	2等級
改定のきっかけ	組合員からの申出	組合員の意思に関係なく、所属所が届出

【このページについての問合せ先】 共済組合総務課 総務係 ☎089(945)6315

# 届出が必要です！ 交通事故や公務災害・通勤災害での 組合員証（保険証）の使用について

交通事故のように、第三者によって起こったケガや病気は、一般的にその第三者である加害者がその損害を補償することになりますので、治療にかかった医療費も加害者が支払うこととなります。

しかし、このような場合であっても、**共済組合へ連絡し、手続きをする**ことで、組合員証及び組合員被扶養者証(以下「組合員証等」という。)を使って治療を受けることができます。

この場合、共済組合は治療のための医療費(自己負担分を除いた7割分)を一時的に立て替えて医療機関に支払い、後日、被害を受けた組合員や被扶養者に代わり、加害者(または加害者が加入している自賠責保険・任意保険等)へ損害賠償請求することになります。

**組合員証等を使用する場合は、必ず共済組合に連絡をする**とともに、「**損害賠償申告書**」、「**交通事故証明書**」などの必要書類の提出をお願いします。

また、被害を受けた方が加害者と不利な示談をしてしまうと、共済組合は加害者に費用を請求することができなくなり、負傷等が完治していない状態であっても、組合員証等を使用した治療が受けられない場合もありますので、示談等を行う際は十分ご注意ください。

## 第三者行為による傷病の例

- 第三者と衝突等の交通事故で受けたケガ
- 事故車に同乗していて受けたケガ  
(自損事故の場合も、運転者が加害者となる第三者行為)
- 他人の飼い犬にかまれて受けたケガ
- 暴力行為により受けたケガ
- レストランなどで食べた料理が原因による食中毒



## 公務上や通勤途上の負傷について

**公務上の傷病や通勤途上の負傷については、組合員証を使って治療することができません。**受診の際は医療機関の窓口で公務上又は通勤途上であることを申し出るとともに、地方公務員災害補償基金への公務災害・通勤災害の認定の申請をして療養補償を受けてください。

傷病が公務災害や通勤災害に該当することが明らかでないなどの事情で、**やむを得ず組合員証を使用する場合は、第三者行為の場合と同様に共済組合に連絡をする**とともに、「公務傷病発生報告書」を提出してください。

## 負傷原因調査にご協力を

共済組合では、「第三者行為」や「公務災害」に該当する可能性のある傷病で、組合員証等を使用して受診した方に「外傷性の傷病に係る負傷原因報告書」を送付してご回答いただいています。調査に該当された皆様には大変お手数をおかけしますが、短期給付財政の適正な運営のため、ご理解とご協力をお願いします。

平成28年度共済事業に関する懇談会開催一覧表

開催日	開催地 (選挙区)	出席議員	開催場所	参加人数
7月19日 (火)	新居浜市	喜井 辰弘 山内 貴志	新居浜市役所 5階「大会議室」	22名
8月2日 (火)	上島町	和田 雅志 伊達 定真	上島町役場 3階「第1会議室」	11名
8月9日 (火)	大洲市	二宮 洋之 瀬川 幹雄	大洲市脇南公民館 3階「大ホール」	27名
8月23日 (火)	愛南町	二宮 洋之 山内 武弥	愛南町役場 1階「研修室」	30名
合 計				90名

これまでの「共済事業に関する懇談会」のご意見・ご要望に基づいて、事業の見直しを行い、実施・変更することとなった主な事業は次のとおりです。

- ・組合員証のカード化(平成24年10月実施)
- ・4月1日新規資格取得者に対する人間ドックの追加募集(平成26年度実施)
- ・人間ドック助成金の引上げ(24,000円→27,000円)(平成26年度実施)
- ・ボーナスからの積立貯金(平成26年6月実施)
- ・インフルエンザ予防接種補助金の引上げ(1,000円→1,500円)(平成27年度実施)

90名参加

平成28年度  
共済事業に関する懇談会

— 4市町で開催 —

組合員の皆さまから各事業について広くご意見・ご要望をお伺いするため、平成22年度から平成26年度まで実施しました「共済事業に関する懇談会」を、今年度から再開し、左表のとおり開催しました。平成28年度は4市町での開催を行い、合計90名のご参加をいただきました。

開催に当たりご協力をいただきました組合員の皆さま、また開催市役所及び町役場の共済担当課の皆さまに厚くお礼を申し上げます。

懇談会で出されましたご意見・ご要望につきましては、10月12日開催の職員側議員協議会においてご協議をいただき、最終とりまとめをいたしました。今後、平成29年度事業計画及び予算に向けて、更にご検討・ご協議をお願いすることとなります。

主なご意見等及び本組合の回答は、次のとおりです。なお、紙面の都合上ご紹介できなかつたご意見等は、本組合ホームページに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

総則事項

**Q** 標準報酬月額額の随時改定について、4月から6月に昇給、昇格による基本給の変動や扶養手当等の固定給の変動があり、7月から9月に随時改定に該当する場合、定時決定に優先して随時改定が行われるため、その時期に繁忙期のため著しく給与が高くなつた者については、定時決定のように保険者算定による年間平均が適用されず、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保するため、全ての組合員がその人の標準的な報酬月額で標準報酬月額を決定できるように、柔軟な運用ができるよう要望します。

**A** 平成27年10月の被用者年金一元化に伴い、標準報酬制へ移行し、公務員も民間サラリーマンと同様、本給に諸手当を含んだ標準報酬月額をもとに掛金・保険料等の算定をすることとなっております。

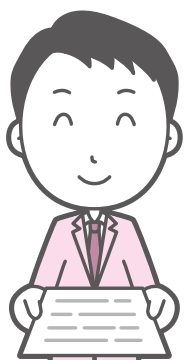
ご指摘のとおり、毎年、4・5・6月の報酬の平均でその年の標準報酬月額を決定する定時決定については、その時期が例年繁忙期となり、超過勤務等が多くなるため、報酬額が著しく多く

なる部署で勤務している場合等については、本人の申出により、年間報酬の平均を標準報酬月額とすることができ、保険者算定の特例が適用されます。

しかしながら、その時期に固定給の変動があり随時改定に該当する場合は、定時決定に随時改定が優先するため、年間平均の保険者算定が適用されないという取扱いが、現行の制度となっております。

固定給の変動がなければ、定時決定により保険者算定となるのに、固定給の変動が重なつたため、随時改定となり、同じ業務を行う職員間に不均衡が生じるこのような例につきましては、本組合のみならず、他県の共済組合においても問題となっております。

現行におけるこの取扱いは、被用者年金・医療保険者共通の取扱いとなつていきますので、他県共済組合とも連携しながら、全国市町村職員共済組合連合会(以下「連合会」といいます。)等を通じ改善要望をあげていきたいと考えております。





**Q** 70歳以上の被扶養者等に交付される高齢受給者証と組合員被扶養者証を難しいとは思いますが、1枚にさせていただきたいです。

**A** 平成14年10月1日の健康保険制度の改正により、老人保健制度（現在の後期高齢者医療制度）の対象年齢が70歳以上から75歳以上に引上げられ、70歳から後期高齢者医療制度の加入年齢（75歳）に達するまでの間は、高齢受給者として位置づけられ、収入に応じて医療費の一部負担割合が異なることから、医療保険者は、この一部負担割合を記載した「高齢受給者証」を作成し該当者に交付することとされたところです。

組合員証と高齢受給者証を併せて1枚とすることにつきましては、地方公務員等共済組合法施行規程第100条の2第1項の規定により、「組合員証に、一部負担割合と高齢受給者証を兼ねる旨記載した場合は、高齢受給者証を作成しなくて良い」と規定されておりますが、本組合が業務上使用しております連合会開発の「基幹システム」に、組合員証に高齢受給者証の内容を記載する機能がありません。

現在、県内の国民健康保険において

数箇所、公務員グループでは、地方職員共済組合が、組合員証（保険証）と高齢受給者証の1枚化を実施しているの、他県市町村職員共済組合と連携し、連合会に対して、システムの改修要望をしていきます。

## 年金関係

**Q** 公務員OBの受給年金額とこれから退職する現職公務員が受給するであろう年金の額に、大きな差があるように思われますが、現職組合員の年金の負担額を考えると、公務員OBと同じ様な額になるように思うのですが、少しでも金額の差をなくすようにはならないでしょうか。若い世代の年金はさらに減るのではないかと心配しています。

**A** 昭和61年4月に年金制度の大改正があり、その時に年金給付額の抑制のため、改正前は、退職前1年間の給料年額を基に年金の計算をしていたものを、改正後は厚生年金に併せて在職全期間の平均給料月額を用いて年金額を計算するように改められました。

また、年金受給者の既得権の関係から、年金受給者の年金額を減額するの

は非常に難しい問題なのですが、共済制度が発足した昭和37年12月1日より前の期間を有する年金受給者につきましては、特に高い年金を受給しているというところで、昨年の被用者年金一元化に向け、制度発足前の期間について27%年金額が削減（年金額の1割を上限）されております。

現在、受給開始年齢の段階的な引き上げが実施されており、また、本年5月には、個人型確定拠出年金（日本版401K）について、公務員等共済加入者も加入可能とするなど、公的年金以外に個人年金等による自助努力を促す政策もでてきております。

今後も引き続き、年金制度の改正等について注視すると共に、組合公報等を通じて、組合員の皆様に情報を提供してまいります。

## 保健事業関係

**Q** 因島総合病院を人間ドック指定機関にしてほしい。

**A** 平成29年度の募集から、因島総合病院を人間ドック等利用助成事業の指定健診機関に追加しましたのでご利用ください。



新居浜市会場

**Q** 人間ドックの利用助成額を上げて欲しい。

**A** 本組合では、従来から人間ドックの利用を推進し、組合員等の疾病の早期発見・早期治療に寄与してきたところです。

しかしながら、人間ドックの利用者は年々増加し、平成16年には1万人を超え、財政的に厳しいことから、状況に応じて年齢制限を設ける、助成金額を変更するなど、事業内容の見直しを行ってきています。

平成27年10月の標準報酬制への移

行に伴い、掛金負担金収入の大幅な減収が見込まれたため、財源率の引き上げを行わず、平成28年度の助成金額を2万7000円から2万5000円に引き下げ対応したところですが、1700万円の欠損金を計上する予算となっており、平成28年度の1人当たりの助成額は、互助会と併せて2万6000円で、前年度と比べると2000円の減額となっています。

組合員数の減少等により、掛金負担金収入の伸びが見込めない状況の中、限られた財源での運営を余儀なくされております。

現在の希望者全員が受診できる体制を維持するためには、共済組合、互助会における積立金の状況も踏まえ、助成金の増額は、現状では難しいものと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

**Q** 人間ドックの検査項目に腫瘍マーカーを何種類か追加してほしい。

**A** 本組合が契約している36の健診機関については、人間ドック募集時に、検査項目の一覧表を提示しています。腫瘍マーカーは、CA19-9とCEAという消化器系の検査項目が

あります。

受診される健診機関でどのような腫瘍マーカーが、基本検査項目になっているかについては、お答えできませんが、オプションの検査については自己負担になります。

基本項目への追加につきましては、どのような検査項目について希望があるか、所属所において、まとまった要望をいただければ、健診機関と協議することはできると思います。



上島町会場

**Q** えひめ共済会館利用助成請求書には印鑑を押す欄があるが、印鑑の代わりに組合員証を提示し本人確認することにより、押印を省略できないか。

**A** 基本的には印鑑を押印していただく様式となっておりますが、

組合員証を提示していただければ、署名のみでも良い取扱いとしております。

また、ホームページから様式もダウンロードできますので、様式に予め押印して、ご持参いただく方法も取れます。

**Q** 福祉施設利用助成の対象施設はどのようなところがありますか。また、新婚・銀婚利用助成については、初めて知ったのですが、どのように周知されていますか。該当者に通知していただけるようなことは出来ないでしょうか。

**A** 福祉施設利用助成の対象施設につきましては、公務員共済グループの施設、私立学校共済、J・R・N T T 保健組合の施設、メルパルク郵便貯金会館、ハイツ&いこいの村グループ、休暇村グループ、公営国民宿舎・国民宿舎、四国内の市町村営施設のうち指定する施設等となっております。公的な施設などを中心に600か所余りの施設を対象としておりますので、共済組合ホームページでご確認のうえ、ご利用ください。

新婚・銀婚利用助成につきましては、冊子「私たちの共済組合・互助会」及びホームページに掲載しておりますが、今後、機会を捉えて事業の周知を図って行きたいと思っております。

なお、新婚・銀婚利用助成の対象者につきましては、共済組合では婚姻日に関するデータを保有しておりませんので、リストを作成してお知らせすることができませんので、これまでどおり、皆様からご請求をいただく方法でお願いしたいと思います。







共済だよりやホームページに機会を捉え、記事の掲載をしております。

しかしながら、共済組合が毎年、退職予定者の方を対象に開催しております「退職予定者相談会」において、定年退職を迎える組合員の方に、「共済貯金の制度があるのを知らなかった」といったお話をいただくことが相当数あったことから、平成26年度からは、組合員の皆様が日常的に使用することが想定される物品(26年度はクリアファイル、27年度はマウスパッド、28年度は通帳ケース)に、共済組合の福祉事業の概要を刷り込み、これが組合員の皆様の目にとまり、福祉事業の利用に繋がることを期待して、全組合員を対象に物品の配布を開始した経緯がございます。

今後も引き続き共済事業の周知方法につきましては、物品を配布する方法にしましても、毎年でなく隔年あるいは複数年毎とするとか、電話メモや付箋等事務用消耗品にする等、なるべく経費をかけず、多くの組合員の皆様にご使用いただけるものとするなど、物品配布以外の方法も含め、今後考えてまいります。

## 貸付事業関係

**Q** 修学貸付額が月額10万から15万に増額されましたが、普通貸付においても限度額基準(6か月、200万)等を緩和していたいただきたいです。

**A** 貸付事業につきましては、年金資金を基にして実施している事業で、総務省が示す貸付準則に基づいて、貸付規程が設けられております。

また、連合会が窓口になり、全国の市町村職員共済組合が加入しております民間貸付保険の適用の関係もありますので、貸付種類、貸付利率、貸付限度額などを組合単独で見直したり、貸付審査の取扱いを組合が独自に柔軟な対応をすることなどは出来ないこととなっております。

修学貸付額を月額10万円から15万円に引き上げましたことについては、平成27年7月に見直しされましたが、これは、平成26年3月に連合会が取りまとめ、総務省に何項目かを要望したもののうち、唯一見直しになったものです。

共済組合としましては、組合員の皆様のご利用に資することができますように、機会を捉えて、連合会を經由し

て総務省に要望していきたいと考えており、本組合では、平成25年度に貸付事業の利用促進のため「普通貸付に係る限度額の引き上げ」や「貸付利率の引下げについて」の意見を出しておりますが、ともに見直しには至っていませんが、経緯がありますので、限度額の引き上げは難しいものと考えております。

## 物資供給事業関係

**Q** 新たな事業として、例えば組合員が組合員証を提示することにより、その場で割引やサービスを受けられる店舗を募集してみてもどうか。(共済組合から応募してきた店舗に対しての支出はしないという条件)

**A** 物資供給事業では、指定店の中で、組合員割引などのサービスが受けられるものについて、ホームページや共済だより(4月号に折り込みの指定店名簿)に掲載しておりますので、ご活用いただければと思います。

なお、業者における連絡の不徹底により、掲載の割引等が適用されないなどの事例が生じた場合は、本組合にご一報いただきますようお願いいたします。



愛南町会場



郵便局への  
転送届も  
お忘れなく!!

**住所変更の届出を  
お願いします!**

共済組合から組合員の方への通知等は、所属所の共済事務担当課(係)を経由して行っておりますが、「ねんきん定期便」など、ご自宅に直送される通知もあります。

転居により住所が変わった場合は共済組合へも届出が必要となりますので、所属所の共済事務担当課(係)を経由して速やかに「氏名・住所・口座変更申告書」を提出してください。

また、被扶養配偶者については、国民年金第3号被保険者の住所変更も必要となりますので、「国民年金第3号被保険者住所変更届」を併せて提出してください。

なお、住所変更による組合員証等の再交付は行いませんので、住所変更の届出にあわせ、証の裏面「住所」欄に記載の旧住所を二重線で消し、2行目以降に新住所を記入してください。(余白がない場合は再交付を行います。)

この記事についての問合せ先  
共済組合総務課 総務係  
TEL089(945)6315

## マイナンバーの収集にご協力をお願いします!

現在、共済組合では行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」と言います。)の規定に基づき、年金や医療保険の給付等に利用するため、各役場等の共済事務担当課を通じて、組合員の皆様とその被扶養者の方のマイナンバーを収集しています。共済事務担当者からマイナンバーの提供依頼がありましたらご理解・ご協力をお願いします。



### ● 共済組合における個人番号の利用目的 ●

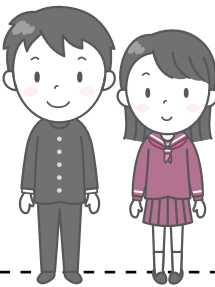
#### 番号利用法別表第1(第9条関係)抜粋

<p>24 厚生労働大臣又は共済組合等(日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会をいう。以下同じ。)</p>	<p>厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>
<p>39 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会</p>	<p>地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和37年法律第153号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>

# 入学・修学 貸付のご案内

教育資金の借入れをお考えの方に

入学・修学に係る貸付制度をご利用ください。

	入学貸付 申込受付中です	修学貸付 2月下旬から受付します
	入学時に要する諸費用（入学金・教科書代・授業料・家賃等）の資金の貸付	入学後の修学に要する諸費用（授業料・家賃等）の資金の貸付
限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給料月額6か月分以内（申込みは、1万円単位で200万円を限度とします。）</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○修業年限の年数に相当する月数1月につき、15万円以内（申込みは、1万円単位で1学年につき年額180万円を限度とします。） [毎年3月又は4月に1年分を申し込むのを原則とし、5月以降の申込みは、申込みの翌月から起算し、当該貸付を行う事業年度の残月数分の貸付になります。]</li> </ul>
償還方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸付を受けた月の翌月から毎月元利均等償還（最高120回）</li> <li>○申し出により修業年限（貸付月の翌月から起算）を限度として元金の据え置きができます。（元金据置期間中は利息分のみの支払い）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○修学が終了した月の翌月から毎月元利均等償還（最高150回）</li> <li>○修学期間中は元金据え置き（元金据置期間中は利息分のみの支払い）</li> </ul>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○合格通知書又は入学許可証（据え置きを希望する場合は、申立書を提出してください。）</li> <li>○入学金、教科書代、授業料、家賃等が確認できる書類等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○在学証明書（入学前の場合は、合格通知書又は入学許可証を提出し、入学後に在学証明書を提出してください。）</li> <li>○授業料、家賃等が確認できる書類等</li> </ul>

○貸付利率は、年2.66%（変動）です。

※貸付規程の本則利率の改正や財政融資資金利率の変動に伴い変動します。

○毎月の償還額（他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。）が給料月額の30%を超える場合、又は年間の償還額（他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。）が年収の30%を超える場合は、貸付を受けられません。

～〈お申込み〉は各所属所の共済事務担当課（係）まで～

## 毎月償還表〔抜粋〕

（平成29年1月1日現在）

### 入学貸付（年利2.66%）

貸付額	償還月額	償還回数
50万円	8,909円	60回
*100万円	12,269円	90回
*150万円	15,633円	108回
*200万円	19,000円	120回

### 修学貸付（年利2.66%）

貸付額	償還月額	償還回数
*180万円	17,886円	114回
*360万円	28,237円	150回
*540万円	42,355円	150回
*720万円	56,474円	150回

※貸付額が100万円以上のときは、ボーナス併用償還の選択も可能です。



【このページについての問合せ先】 共済組合経理課 貯金貸付係 ☎089(945)6316



自動車等のご購入をお考えの方に

償還利率 年2.9%(変動)

# 物資供給事業をご利用ください

## STEP 1



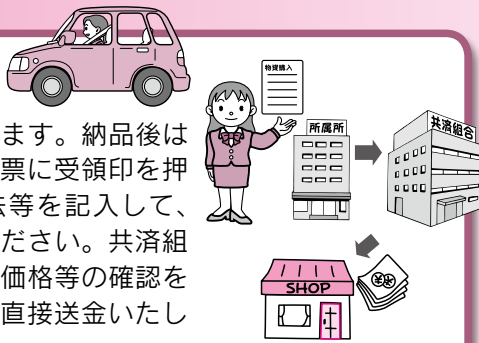
○所属所の共済事務担当課(係)(以下「所属所」という。)に申し出をして、共済事務担当者職氏名が記入・押印されている物資購入票(2部複写)を受け取ります。

## STEP 2



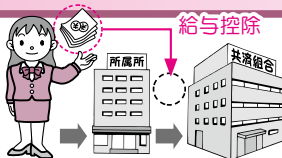
○物資供給事業契約業者(指定店)<sup>※1</sup>に共済組合の物資供給事業を利用する旨を伝え、物資購入票に購入商品名・共済組合立替金額<sup>※2</sup>等を記入し、指定店に確認印をもらって、共済組合用を持ち帰り、物品が納品されるまで保管します。

## STEP 3



○指定店から納品されます。納品後は速やかに、物資購入票に受領印を押印し、希望支払方法等を記入して、所属所に提出してください。共済組合から指定店に販売価格等の確認を行った後、指定店に直接送金いたします。

## STEP 4



○ご希望の償還回数に基づき、元利均等償還により定例償還額を算出し、立替決定月の翌月から、給料・賞与からの控除により償還(返済)していただきます。

### ★ 簡単 4STEP

自動車等の購入にあたり、共済組合の物資供給事業契約業者(指定店)<sup>※1</sup>で、共済組合立替払い(ローン)が簡単4STEPでご利用いただけます。

### ★ 選べる償還(返済)方法

支払い忘れのない給与控除で、毎月償還分は60回以内、賞与償還分は共済組合立替金額の半分以内を償還期間内で自由に設定でき、償還期間中に手数料無料で一部・全部の繰上償還もできます。

### ★ 償還利率

平成29年1月1日現在、年利2.9%(変動金利<sup>※3</sup>)で保証料等は不要です。

#### □ お願い □

貸付事業及び物資供給事業のご利用にあたっては、収入と借入のバランスを考えた返済計画を立ててください。<sup>※4</sup>

#### 注意事項

- ※1：指定店については、共済組合ホームページ又は共済だより「石鎚」Vol.289別冊でご確認ください。
- ※2：利用限度額は200万円で、未償還元金がある場合は、その金額を200万円から差し引いた金額が限度額となります。また、共済組合の貸付事業及び物資供給事業の毎月償還額の合算額(新規利用分を含む。)が給料月額30%を超える場合、又は年間償還額の合算額(新規利用分を含む。)が年収の30%を超える場合はご利用できません。
- ※3：物資供給規程の本則利率の改正や財政融資資金利率の変動に伴って、償還途中であっても償還利率(償還額)が変更される場合があります。
- ※4：過去に貸付事業・物資供給事業の規定に違反している場合、給料等の差し押さえを受けている場合、又はその他利用が不適当と認められる場合等ではご利用できません。

#### ■ 物資指定店 (取消・追加・変更)

区分	年月日 (変更は届出日)	指定店名	所在地	取扱商品
取消	H28.9.30	株ニイカワ楽器	松山市一番町1丁目8-3	楽器
追加	H28.9.20	A Yサービス	今治市近見町4丁目5-48	自動車
住所変更	H28.10.13	株 bp	伊予郡砥部町拾町357-1	自動車
取消	H28.10.31	有井上カーセンター	大洲市新谷乙1578-1	自動車

【このページについての問合せ先】 共済組合経理課 貯金貸付係 ☎089(945)6316

# 新年あけましておめでとうございます

本年もえひめ共済会館をよろしく願いいたします



○ 写真は和洋卓料理 (8人盛) 3,500 円 (税込) ○



○ 写真は和洋コース 3,500 円 (税込) ○



## おすすめ料理

- ✿ 和会席 **4,500円**
  - ✿ 和洋卓料理 **3,500円**
  - ✿ 和洋コース **3,500円**
- 平成29年1月31日まで (税込)

## 飲み放題

- ✿ お一人様 **1,500円** (税込)
- 瓶ビール・日本酒・焼酎・酎ハイ・ソフトドリンク・果実酒・ワイン・ウイスキー・ノンアルコールビール

※その他ご予算に合わせた各種料理・鍋コースもご用意させていただきますのでお気軽にお問い合わせください。

ご予約・お問い合わせは

## えひめ共済会館

TEL 089-945-6311  
FAX 089-945-6322

〒790-0003  
松山市三番町5丁目13-1

【ホームページアドレス】  
<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>

【Eメールアドレス】  
e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp



とぅどおくり

(新居浜市)

表紙によせて

### —組合の現況— (平成28年11月末現在)

◎所属所数	41
◎組合員数	14,563人
男	9,435人
女	5,128人
◎平均標準報酬月額(短期)	381,069円
◎被扶養者数	16,554人
(含任継)	内136人
◎任意継続組合員	211人
◎年金受給者数	17,597人

とぅどおくりは新居浜市の大島で行われている伝統行事で、1月15日(現在は1月第2月曜日)の朝に正月の注連縄などを集めて燃やす火祭りです。

午前3時頃、島内5地区の大小2つの「とぅど」を賑やかに囃し立てながら浜に下ろし火を点けます。燃え盛る炎が暁の夜空を赤く焦がします。

残り火で焼いたお餅を持ち帰って神前を拝んだ後にせんざいを炊いて食べ、1年間の無病息災を願います。燃え残りの木や竹を屋根に載せておくと火除けのおまじないになると言われています。